

令和6年5月20日

国土交通省関東地方整備局

荒川上流河川事務所

荒川河川敷における不法行為の対応について

荒川右岸 70.4 k m 付近（埼玉県熊谷市津田地先）の河川敷に造成されたオフロードバイクコース場所は、河川区域内であり国有地のため、重機等による土地の造成やオートバイ等での走行による土地の占拠などの悪質な行為は、河川法に違反しています。

これまでも警告看板を設置するなど是正を促してきたところですが、休日における河川巡視の実施等、更なる体制の強化を図ってまいります。

【更なる主な対応】

■実施済み

- 警告看板の更新（法律に違反している根拠規定を明示し、原状回復の指示を掲示）
- 河川巡視の強化（河川監理員（河川法第 77 条）を帯同した休日における河川巡視の実施）

■実施予定

- コース進入口の閉鎖範囲の拡大やコース内の横断的な閉鎖

※本箇所付近における河川敷利用者からの聞き取り等により、土地を造成した者が判明した場合には、原状回復の指示（同法第 77 条）を行います。

※河川法では、土地の形状を変更する行為の許可（同法第 27 条）に違反した場合、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ
川越新聞記者会 さいたま市政記者クラブ さいたま市地方記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 荒川上流河川事務所

電話：049-246-6358 FAX：049-246-6354

副 所 長 鷺谷 欣也（わしや きんや）（内線：732-204）

占用調整課 課長 遠藤 正明（えんどう まさあき）（内線：732-341）

【位置図】



出典：国土地理院地図

【看板の更新状況】



《看板更新前:車両進入口近隣》



《更新作業状況》



《看板更新後:車両進入口近隣》

【看板の記載内容】

告

この場所は一級河川荒川の国有河川敷地であり、河川管理者である国土交通省の許可無く勝手に土を盛り上げるなど、土地の形状を変更する行為は、河川法（昭和39年法律第167号）第27条第1項の規定に違反する明確な不法行為（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）であり、河川管理上の支障となる。

一方、上記の不法行為により形状を変更された土地の範囲内にオートバイ等を乗り入れ、結果として他の一般者の河川利用を阻害することとなる行為は、同法第24条の規定に違反する恐れがあり、同様に河川管理上の支障となる。

よって、これら土地の形状変更の行為者に対しては、速やかに土地を元の形状に戻すよう、また、オートバイ等を乗り入れている者については、乗り入れ及び走行などの行為を行わないよう、同法第77条第1項の規定に基づき指示する。

なお、上記該当者がこの指示に従わない場合は河川法の規定に則り、河川管理者において所定の措置を講じた上で、その措置に要した費用を該当者より徴収する場合があります。

併せて、この立て看板及び車両侵入防止用の施設は、一級河川荒川の河川管理施設として国土交通省が設置したものである。

よって、これらを破損・破壊したり、勝手に移動させるなどの行為は、河川法の関係規定に違反するとともに、刑法第261条の器物損壊罪（3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料）にも該当することを、念のため警告する。

令和6年5月18日

河川監理員 国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所・熊谷出張所長

（本件問い合わせ先：荒川上流河川事務所・占用調整課（電話：049-246-6358）

熊谷出張所（電話：048-522-0612））